

論文

# 福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織

—創設を支えた人々・下賜金・

皇族名誉総裁・恵愛部の分析から—

宇 都 榮 子

## Establishment of the Fukuden-kai Infant Home and the Organization that Supported Its Operations

— Analysis of the People Who Helped to Establish the Home, Imperial Donations, the Honorary President from the Imperial Family and the *Keiai* Committee —

Eiko Uto

### はじめに

1876（明治9）年に企画され、1879（明治12）年に開設（東京茅場町智泉院内）された福田会育児院史研究<sup>1)</sup>を通して、施設創設を現実のものとする時代的背景、創設、その後の運営にかかわった人びと、創設時からの組織構成、育児を支える仕組みとしての恵愛部、創設当初より寄せられた下賜金の役割、施設財政を支える後援者組織などについて分析し、明治期から今日まで児童養護に関わっている一民間施設が、存続し、一定の役割を果たすために、どのような組織構成が考えられたのかについて明らかにする。

福田会は、現在、社会福祉法人福田会として東京都渋谷区広尾に所在し、児童養護施設「広尾フレンズ」、福祉型障害児入所施設「宮代学園」、都市型軽費老人ホーム「広尾グリーンハウス」、認知症高齢者グループホーム「グループホーム広尾」などの運営にあたっている。

### 1. 研究の視点および方法

持続可能な施設利用者の生活の安定を提供できる社会福祉施設のあり方を探るため、明治期から

今日まで続いている民間の児童福祉施設の一つである福田会育児院を事例とし、組織運営のあり方について創設から明治期を中心に史資料の分析を通して明らかにしたい。組織運営に関わった人物群、規定等にみられる組織、下賜金、皇族名誉総裁の役割、育児、財政支援に関わった恵愛部、会友制度などの賛助組織等についてみることによって、上記の目的を達成したい。

### 2. 史資料について

#### 《社会福祉法人福田会所蔵史資料》

福田会は、1945（昭和20）年5月14日の空襲

表1 各課所管の文書概目

| 課   | 文 書 名   |
|-----|---|
| 総務課 | 回議、回覧、辞令、往復、事務所日誌、事務員出勤簿、会友名簿、役員名簿、参観及宿泊人名簿、収受発送簿           |
| 養育課 | 育児室日誌、入院願人名簿、院児貰受申込人名簿、院児履歴簿、院児名称、院児出入調査簿、入院願書、院児貰受願書、院外児預書 |
| 会計課 | 出納日記、元帳、会計収入簿、投入銭収入簿、財産目録、会友異動調査簿、計算書、金銭物品寄付収入簿、証拠書類、諸品買入通帳 |

資料：「福田会事務所庶務規程」（中里日勝編『福田会沿革畧史』福田会、1909（明治42）年5月、124-125頁）

表2 『児童入院原簿』『児童収容原簿』一覧

| 史料名  | 記載期間                      | 記載入院児童番号               | 史料形状等<br>(数字はcm)             |
|--|---------------------------|------------------------|------------------------------|
| 明治十五年九月 児童入院原簿 福田会                                 | 明治15年9月9日～<br>大正2年2月21日   | 119号～546号<br>(欠号218名分) | 綴、墨書<br>縦29.5×横20.5<br>厚さ    |
| 大正貳年三月 児童入院原簿 福田会                                  | 大正2年3月25日～<br>大正10年7月28日  | 547号～700号              | 綴 墨書<br>縦27.5×横19.5<br>厚さ11  |
| 大正拾年九月ヨリ大正十三年六月ニ到ル<br>児童入院原簿 福田会                   | 大正10年9月7日～<br>大正13年6月29日  | 701号～841号              | 綴、墨書<br>縦27.5×横19<br>厚さ9.5   |
| 大正拾三年七月至昭和貳年十月ニ至ル<br>児童入院原簿 福田会                    | 大正13年7月17日～<br>昭和2年10月19日 | 842号～937号              | 綴、墨書<br>縦27×横19.5<br>厚さ8     |
| 昭和二年 児童入院原簿<br>自九三八至一、〇三三 福田会                      | 昭和2年12月24日～<br>昭和6年6月16日  | 938号～1033号             | 綴、墨書<br>縦27.5×横19.5<br>厚さ7cm |
| 昭和六年 児童入院原簿<br>自一、〇三四至一、一三〇 福田会                    | 昭和6年7月4日～<br>昭和7年12月9日    | 1034号～1130号            | 綴、墨書<br>縦28×横20.5<br>厚さ      |
| 昭和九年 児童入院原簿  | 昭和9年1月11日～<br>昭和11年7月24日  | 1131号～1225号            | 綴、墨書<br>縦28×横19<br>厚さ5       |
| 昭和十一年八月ヨリ同十四年三月<br>児童入院原簿 福田会                      | 昭和11年8月29日～<br>昭和14年3月17日 | 1226号～1323号            | 綴、墨書<br>縦27.5×横17.5<br>厚さ9.5 |
| 昭和十四年四月ヨリ 十六年九月末日マデ<br>児童収容原簿<br>自一、三二四 至一、四一八 福田会 | 昭和14年4月24日～<br>昭和16年10月3日 | 1324号～1418号            | 綴、墨書<br>縦28.5×横19<br>厚さ8     |
| 昭和十六年十月ヨリ 昭和二十三年六月マデ<br>児童収容原簿<br>財団法人 福田会         | 昭和16年10月3日～<br>昭和23年6月3日  | 1419号～1508号            | 綴、墨書<br>縦28×横19<br>厚さ6       |

注：社会福祉法人福田会所蔵資料より作成

により建物800坪のうち、その8割を焼失し、半壊1棟、残存1棟という状況であった。従って、福田会には、福田会創設から昭和戦前期についての所蔵資料は限定されたものしか存在していない。

『福田会沿革畧史』掲載の「福田会事務所庶務規程」(4章構成、第45条、明治20年代作成か)によると、各課所管の文書概目として表1のものがあげられている。表1の文書群については、現福田会所蔵の資料としては、『役員名簿』と「院

児履歴簿」にあたる『児童入院原簿』、『児童収容原簿』以外は目にしていない。『児童入院原簿』、『児童収容原簿』については明治期、大正期、昭和戦前期からの入院児童を把握できる資料が残されている(表2参照)。

『児童入院原簿』には、児童番号、入院月日、親族存亡(父、母、兄弟姉妹等)、本人〔宿所、本籍、戸主(職業、氏名)、姓名、生年月、出生地)、保証人(宿所、本籍、職業、氏名)、入院理



福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織

表3 福田会育児院規則等所収史資料一覧

| 年月日              | 史資料名(内容)   | 収録冊子名  | 所蔵機関    |
|------------------|--|--|---------|
| 1879(明治12)年1月    | 福田行誠外二名ヨリ福田会育児院事務所仮設之儀伺<br>福田会育児院事務所仮設之義伺 東京府知事宛<br>福田会育児院方法<br>福田会育児院設置広告文、福田会育児院設置条目<br>福田会育児院慈恵金授受方法、福田会規則<br>発起永続会友  | 明治十二年回議録・第三類・<br>合併、興廢、社格、改正、改<br>称、氏子、御墓所、葬儀、講<br>社、教院、遷拜所(杜寺掛) | 東京都公文書館 |
| 1879(明治12)年5月    | 福田会育児院規則 明治12年5月<br>福田会育児院規則、福田会慈恵金送付手続告白<br>福田会慈恵金受取場所、第三条教童入会願書式<br>第八条教童乳母願書式、第八条教童治療依頼書式<br>福田会育児院設置願、福田会永続会友、随喜居士会友   | 明治十四年ヨリ 諸規則綴<br>庶務掛  | 東京都公文書館 |
| 1879(明治12)年5月    | 福田会育児院事務章程 明治12年5月<br>福田会育児院緒言、福田会育児院会計監督委員章程<br>福田会育児院会事章程、福田会育児院慈恵金広告  | 明治十四年ヨリ 諸規則綴<br>庶務掛  | 東京都公文書館 |
| 1880(明治13)年2月9日  | 福田会育児院へ賜金之義ニ付御達案<br>(福田会開設に当たり500円下賜)  | 明治十三年恩賜録一  | 宮内庁書陵部  |
| 1891(明治24)年3月25日 | 皇后陛下 思召ヲ以テ壹ヶ年金參百圓下賜候事<br>(福田会に一ヶ年300円下賜、6月、12月の2回に分け、半額ずつ下賜)<br>付属資料<br>①内願書、恵愛部長毛利安子ら13人による<br>皇后宮大夫人子爵香川敬三あて<br>②福田会育児院管理規則<br>③福田会育児院報告(明治22年1月1日より12月31日に至る執務の概要、永続会友、特別会友、随喜会友各位への報告)<br>④福田会育児院規則、⑤福田会恵愛部創立趣意書 | 明治廿四年恩賜録一  | 宮内庁書陵部  |
| 1899(明治32)年3月15日 | 皇后陛下ヨリ従来年金參百圓下賜之處特別之思召ヲ以テ自今年ニ金七百圓増賜候事  | 明治卅二年恩賜録一  | 宮内庁書陵部  |
| 1905(明治38)年7月29日 | 福田会育児院、東京孤児院、滝乃川学園の軍人遺家族救護之状況に関し調査復命書  | 第3種 地方行政・雑件・冊の2 <第一部会計課>   | 東京都公文書館 |
| 1907(明治40)年4月9日  | 叙勲之義に付上申按 公爵毛利元昭母毛利安子<br>付属資料中に「福田会定款」(明治31年認可、32年登記、本文は明治36年7月印刷3版)、<br>「福田会育児院管理規則」  | 第1種 秘書・機密雑件・冊の4  | 東京都公文書館 |
| 1908(明治41)年7月2日  | 福田会定款変更願下戻案  | 第1種 文書類纂・地方・第22類・雑件・第3巻  | 東京都公文書館 |
| 1912(明治45)年4月    | 社団法人福田会定款変更認可申請書(4月8日)<br>同上 認可書(4月10日)  | 第1種 文書類纂・地方行政・第23類・雑件・第一巻  | 東京都公文書館 |
| 1912(大正元)年3月31日  | 福田会育児院要覧 大正元年末調査<br>目的、沿革史、維持方法、教養方法、児童ノ成績、経済、改築資金収支決算、資産、役員   | 文書類纂 明治四十五年大正元年  | 東京都公文書館 |
| 1914(大正3)年2月20日  | 感化救済事業経営者ニ対スル奨励金又ハ助成金交付金四百五十円 福田会育児院<br>社団法人 福田会育児院<br>(所在地、経営者氏名、経営の状況、資産及負債ノ種類金額、信用ノ程度、助成ヲ要スル事項、助成金の利用方法并効果ノ概要、参考事項)   | 第1種 文書類纂・地方行政・第23類・雑件・第3巻<br><内務部庶務課> 明治四十五年大正元年                 | 東京都公文書館 |
| 1922(大正11)年6月8日  | 文秀女王殿下ヲ財団法人福田会総裁ニ推戴ノ儀同會設立者子爵大村徳敏ヨリ願出ニ依リ御承諾被遊候間此段恩届申上候也<br>付属資料<br>①財団法人福田会規程、②財団法人福田会細則<br>③財団法人福田会会員名簿(大正十一年六月五日現在)<br>④財団法人福田会寄付行為、⑤大正十年度事業報告<br>⑥福田会育児院概要   | 大正十一年皇族身分録一  | 宮内庁書陵部  |
| 1927(昭和2)年7月9日   | 総裁奉戴願(文秀女王殿下薨去ニ付新二伏見宮博恭王妃經子殿下ヲ本会総裁に奉戴)<br>①財団法人福田会月番割表<br>②財団法人福田会細則、③財団法人福田会会員名簿  | 昭和二年皇族身分録  | 宮内庁書陵部  |

光一編『社会福祉施設史資料集成 第1期』第3巻に所収されている。

## 2) 福田会育児院規則類

福田会は設立当初より規則類が整っており、印刷に付されている。

これらは、東京都公文書館所蔵資料、宮内庁書陵部所蔵資料からみることができる(表3参照)。一部は、明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成第7巻』同朋舎出版、1983年に翻刻所収されている。

## 3) 福田行誠・高岡増隆・多田孝泉講述『福田会育児院説教録』福田会、1879(明治12)年10月刊行、

福田会設立の趣旨について理解を深め、福田会育児院の組織拡大をめざして行われた説教を収録したもの。明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成第7巻』同朋舎出版、1983年に翻刻所収されている。

## 4) 『福田会事業報告書』

『福田会事業報告書』は、年次報告書として印刷されているものと、『福田会月報』所収のもの、『明教新誌』、『弘教新聞』等に掲載されているものとある。創立から昭和戦前期までの全年度を把握できてはいないが、昭和7、12、13、14、16年度については、国立国会図書館等に所蔵されている。

表4 福田会月報名称別発行年

| 名 称   | 号 数   |
|-------|---|
| 福田会月報 | 第2号(1903(明治36)年2月10日～第124号(1913(大正2)年4月10日)   |
| 福 田   | 第126号(1913(大正2)年5月10日)                        |
| ふくでん  | 第127号(1913(大正2)年7月10日～第157号(1916(大正5)年11月28日) |
| フクデン  | 第158号(1917(大正6)年1月18日～第202号(1920(大正9)年12月28日) |

資料：成田山仏教図書館所蔵資料より作成

## 5) 『福田会月報』

福田会は、1903(明治36)年から月報を発刊している。欠号はあるもののそのほとんどが成田山仏教図書館に所蔵されている。月報には、児童の入退所、生活、会友・恵愛部会員の動向、下賜金報告、寄付金報告、育児院の報告、役員の動向、恵愛部総会、福田会総会、年次事業報告などが記載されている。

『福田会月報』発刊の趣旨については、現時点では、創刊号が見つからないので明らかでない。しかしながら、新聞発行については、福田会育児院創設後まもなくして1880(明治14)年1月30日開催の第3回総会(永続、随喜会友参加の総会)において、議案の第二条として「新聞を発刊すること」があげられ、「第一節 会友已に数百名に及び毎季考課状等の之に遞送すべきもの鮮なからず郵費も亦た随て夥多し故に本院の新聞を発兌して該書類を掲載し尚ほ院中の事情を詳悉せは内外両全を得へし依て新聞の発行を要す第二節 新聞は育児新誌を號し當分毎月一回発兌すべき乎(以上原案)」と提案されている(『明教新誌』1103号、1880(明治14)年1月26日、雑報)ことから、同様の発刊理由があったのではないかと推察される。さらに、同年2月14日刊の『明教新誌』(1111号、雑報)には、「今度福田会育児院の書記に任せられたる信州伊那郡久堅村常信寺住職朝比奈有章氏は兼て文才高き人と聞しが果して此程郷閩を出るにあたりて白雲多處借青山。起臥逍遥十載間。猶與風塵縁未了撫松顧石出郷閩なと口號せられつ、已に着京せられたる由なるが同院にて今度発行せらる、育児新誌と云ふものも同氏の編輯に係る由なれば定めて錦簇々華簇々たる珍説奇事も多からんと都鄙の会友其発行の一日も早きを待居とそ」とあるので、『育児新誌』が発行されたのではないかと推察される。現時点ではこれについては発見されていない。

**資料2 福田会規則**

第5章（新聞紙ヲ以テ広告スヘキ件）永続会友ノ役課転勤及ヒ随喜会友ノ入会アレハ、其ノ姓名住所及ヒ施金ノ高会友名簿ニ登録シ、及ヒ育兒ノ入院其ノ姓名所年月等毎週コレヲ新聞誌ニ依テ広告スベシ、施金ノ現額増殖ノ方法増殖ノ額及ヒ其ノ遺払ハ之ヲ会計簿ニ登記シ、一年兩度ニ明細表ヲ作り、教場施設ノ景況等毎年半年ニ考課状ヲ作り新聞紙ヲ以テ広告スベシ、會議決定ノ事件ハ之ヲ決議簿ニ登記シテ其ノ重件ハ新聞誌ヲ以テ広告スベシ育兒ノ満員欠員等ハ資本ノ息子ニ當テ諸費ヲ算引シ、残金高ニ応シテ満欠ヲ新聞紙ニテ広告スベシ

**②新聞資料**

・『読売新聞』、『東京朝日新聞』、『弘教新聞』、『明教新誌』等掲載の福田会育児院関係記事

福田会は、設立当初より、『福田会規則』（明治12年1月）の中で、第5章（新聞紙ヲ以テ広告スヘキ件）を設けている（資料2参照）。これに基づいて新聞紙上に福田会関係記事を公表することとしており、多数の記事を目にすることが出来る。特に、『弘教新聞』、『明教新誌』から得られる情報は多い。

1876（明治9）年、今川貞山、伊達自得とともに福田会創設の企画者となった杉浦譲は、楽善会訓盲院の設立主体である「楽善会」の規則を同年に撰している。その第六章には、「新聞紙を以て広告すべき件」として、以下のようにあげられており、福田会もこれに倣ったのではないかと思われる。

締約及び役外会友の入会あればその氏名住所及び施金の高を多少に限らず会友名簿に登録して毎週之を新聞紙に依って広告すべし／施金ノ現額増殖の額及び其医遺払は之を会計簿に登録し毎三月に明細表を作り教場施設の景況等は毎半年に考課状を作り新聞紙を以て広告すべし（以下略）

資料：『東京盲啞学校 創立六十年史』（『編集復刻版 知的・身体障害者問題資料集 戦前編』不二出版、2005年所収）

**3. 福田会設立の社会的、宗教的意義**

明治維新後、神道国教化政策がとられ、廃仏毀釈運動により大打撃を受けた仏教界では、一つの方策として、結社形成によってこの難に対処しようとした。池田英俊著『明治仏教教会・結社史の研究』（刀水書房、1994）によると、諸宗派協同の結社は1879（明治12）年から22年の間に224社を数えた（池田：104）。これは、旧教団体制の拘束を離れ僧俗一体の結合関係が生まれ、篤信者像を裏打ちする新たな人間観樹立の兆しであったという（池田：127）。

妙心寺派臨濟寺住職の今川貞山（1826-1905、後に臨濟宗妙心寺派第3代管長、鉄舟寺開山）は、1876（明治9）年3月6日に、旧幕臣で初代駅通正（えきていのかみ）を務めた杉浦譲（1835-77）、旧和歌山藩士で国学者の伊達自得（1802-77、著書『大勢三転考』、陸奥宗光の実父）と共に、「仏教上慈悲の旨趣に基づき、貧困無告の兒女を修養する」として福田会結成を發議した。維新期の混乱の中で、生活苦から墮胎・間引きが行われており、貧困家庭の児童の救済は急務の事であった。

翌年、伊達自得、杉浦譲の逝去もあり、今川貞山に加えて山岡鉄太郎（鉄舟、1836-88、旧幕臣、剣術家、静岡県県令など歴任、天皇側近）、高橋精一（泥舟、1835-1903、旧幕臣、槍術家）、川井文蔵（1838-89、地廻米穀問屋）の3名が同盟者として加わった。1878（明治11）年に入ると、臨濟宗、日蓮宗、天台宗、真言宗、時宗、浄土宗の僧職者が数多く福田会育児院創設に関わるよう

になった。鉄舟の禅の弟子落語家の三遊亭円朝(1839-1900)の名前も登場する。また、内務省社寺局に勤めていた島田蕃根(1827-1907、福田行誠らと「縮刷大蔵経」を刊行)、弘教新聞局長、明教書肆経営者であったと思われる山内瑞円(生没年不明)も加わる。僧職者は石泉信如(天台

宗)、五古快全(真言宗)、高志大了(真言宗)、新居日薩(日蓮宗)、大崎行智(真言宗)らを中心に臨濟宗、日蓮宗、天台宗、真言宗、時宗、浄土宗の人々であった(表5、表6参照)。

仏教思想家の大内青巒は、主宰する『明教新誌』(1875(明治8)年7月24日)の論説で、日本に棄児が年平均2、3千人くらいいること、西洋ではこうした棄児を育てる棄児院があることを紹介している。棄児を一朝一夕になくすことは困難だから七宗の宗師方は、会社を結んで募金し対応してほしいとしている。これを読んで今川貞山(当時は麟祥院院主)は大いに触発され、福田会開設につながったと大内は『福田会月報』(第75号、1909(明治42)年3月10日)で述べている。

表6を見ると、今川貞山は1876(明治9)年の福田会設立の発起以来、全ての会合に出席しており、この計画の中心人物であったことがわかる。後に山岡鉄舟に招かれ今川貞山が開山となった鉄舟寺(静岡市清水区)には、大教院から貞山にあてた文書(資料3)が残されている。

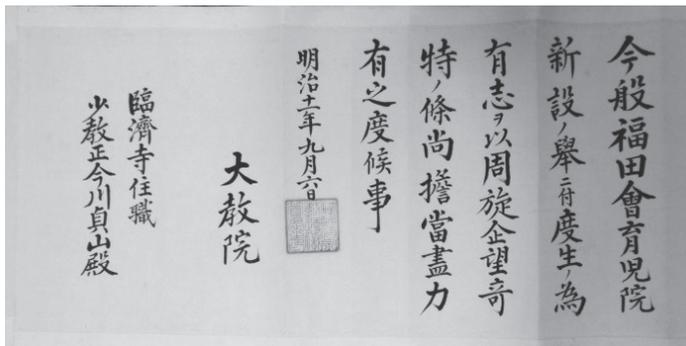
表5 福田会創設にかかわった僧職者

| 氏名   | 教導職名 | 寺名           | 宗派      |
|------|------|--------------|---------|
| 秋葉圭憲 | 中講義  | 東京東海寺住職      | 臨濟宗大徳派  |
| 新居日薩 | 権大教正 | 甲斐国身延山久遠寺前住職 | 日蓮宗     |
| 伊沢紹倫 | 権中講義 | 遠江国連福寺住職     | 臨濟宗妙心派  |
| 石泉信如 | 大講義  | 下野国長楽寺住職     | 天台宗     |
| 今川貞山 | 少教正  | 駿河国臨濟寺住職     | 臨濟宗妙心派  |
| 大崎行智 | 権中教正 | 越後国国上寺住職     | 真言宗新義派  |
| 樹下覚三 | 中講義  | 備中国蔵境寺住職     | 真言宗     |
| 高志大了 | 権少教正 | 伊予国石手寺住職     | 真言宗新義派  |
| 広日広  | 権少教正 | 東京 長応寺住職     | 日蓮宗本成寺派 |
| 五古快全 | 権少教正 | 相模国金剛頂寺住職    | 真言宗     |
| 桜井敬徳 | 権少教正 | 近江国三井寺法明院住職  | 天台宗寺門派  |
| 獅岳快猛 | 権中教正 | 紀伊国高野山金剛峯寺住職 | 真言宗     |
| 武田義徹 | 少教正  | 甲斐国一蓮寺住職     | 時宗      |
| 福田行誠 | 中教正  | 東京増上寺住職      | 浄土宗     |
| 福田日耀 | 権少教正 | 西京妙顕寺住職      | 日蓮宗     |
| 藤田古梅 | 権少講義 | 相模国玉泉寺住職     | 臨濟宗建長派  |
| 室賀竹堂 | 試補   | 浅草寺徒弟        | 天台宗     |
| 吉田蕉巖 | 大講義  | 遠江国応声院住職     | 浄土宗     |
| 吉堀慈恭 | 権少教正 | 下野国千手院住職     | 真言宗新義派  |

資料：「永続会友」一覧と「福田会録事」から作成

#### 4. 福田会設立の目的と福田思想について

福田会設立の目的については、1879(明治12)年1月18日に、浄土宗伝通院住職福田行誠を各宗有志総代として真言宗国上寺住職大崎行智、臨濟宗臨濟寺住職今川貞山、日蓮宗藻原寺住職神保



資料3 今川貞山宛表彰状(鉄舟寺所蔵)静岡市清水区

福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織

表 6 福田会育児院開設までのあゆみ

| 年              | 月日                        | 事 項  |
|----------------|---------------------------|--|
| 1876<br>(明治9)  | 3/6                       | 今川貞山・杉浦讓・伊達自得の三名同盟して福田会創設の議を起す   |
| 1877<br>(明治10) | 5/9<br>5/18<br>8/22       | 山岡鉄太郎・高橋精一・今川貞山・川井文蔵4名同盟す<br>伊達自得(千広)死去<br>杉浦讓死去   |
| 1878<br>(明治11) | 6/5                       | 山内瑞円宅に於て五古快全・今川貞山・島田蕃根・山内瑞円集會し、育児院の件が賑はざるを嘆き、再挙を約し同盟す  |
|                | 6/14                      | 石泉信如・五古快全・高志大了・今川貞山・高橋精一・秋葉圭憲・伊沢紹倫・川井文蔵・藤田古梅・三遊亭円朝・島田蕃根・山内瑞円・大井千城・石山覚湛・天徳寺役僧の15名、芝天徳寺に會同す  |
|                | 7/6                       | 吉堀慈恭・福田日耀・今川貞山・石泉信如・桜井敬徳・秋葉圭憲・北村何某・高橋精一・山内瑞円・川井文蔵の10名、湯島臨濟宗大教院に會同す   |
|                | 7/20                      | 福田日耀・吉堀慈恭・広日広・今川貞山・石泉信如・高橋精一・山内瑞円・秋葉圭憲・藤田古梅・室賀竹堂・川井文蔵・三遊亭円朝の12名、浅草伝法院に會同し、會名院号を議定し、會を福田会、院を育児院と号す  |
|                | 8/3                       | 広日広・五古快全・獅岳快猛・高志大了・今川貞山・藤田古梅・島田蕃根・満岡慈舟・桜井敬徳・佐竹微禪・田中光巖・山内瑞円の12名芝真言宗大教院に會同し、議定して各宗有志を称して永続会友と爲し、在家有志を称して隨喜会友となす<br>今川貞山が起草した育児院規則を皆に示し、会友の添削をお願いした |
|                | 8/17                      | 武田義徹・吉堀慈恭・広日広・今川貞山・加藤日掌・石泉信如・牧田精嚴・桜井敬徳・佐竹微禪・今川貞達・秋葉圭憲・藤田古梅・山内瑞円・川井文蔵・三遊亭円朝・田中光巖の16名、浅草森下桃林寺に會す   |
|                | 9/7                       | 新居日薩・滝谷琢宗・大崎行智・秦義応・福田日耀・広日広・今川貞山・石泉信如・五古快全・牧田精嚴・秋葉圭憲・田中光巖・大谷黙了・石山覚湛・桜井敬徳・高橋精一・山内瑞円の17名天台宗寺門派大教院に會す   |
|                | 12/14                     | 新居日薩・大崎行智・広日広・桜井敬徳・今川貞山・石泉信如・牧田精嚴・安藤善浄・樹下覚三・岡田循琇・山内瑞円の11名臨濟宗大教院に會して、南茅場町智泉院の屋宇を借り受けて仮事務所を開設することを議定す  |
|                | 12/24                     | 智泉院に照義して承諾を得る  |
|                | 1879<br>(明治12)            | 1/9  |
| 1/17           |                           | 同上の公牒と福田会育児院規則を東京府庁に上申   |
| 1/21           |                           | 東京府、請の如く准す   |
| 1/22           |                           | 育児募縁序、福田行誠成を告げる、因って明教書肆に付し上木を命じる   |
| 1/26           |                           | 智泉院に會同し、在京同盟皆之に赴く、紳富洪沢栄一・福地源一郎・益田孝・三野村利助・洪沢喜作・大倉喜八郎等また招に応じて来る、同盟より諸紳に本院の会計を管理するを要求す、則領諾を得る   |
| 3/26           |                           | 洪沢栄一院規を校訂し章程を編制し之を同盟に示す、査閲して印行に付す  |
| 4/1            |                           | 育児院設立を内務省に上願す  |
| 4/18           |                           | 内務省、請の如く准す   |
| 4/26           |                           | 智泉院に會同し、在京及び府下の永続会友より選挙して会長・幹事を設ける、投票を以て新居日薩を会長に任じ、大崎行智・今川貞山・五古快全・石泉信如皆幹事に任じる  |
| 5/24           |                           | 会長・幹事と第一国立銀行・三井銀行と出納事務を訂約し、条款をお互いにかわす  |
| 5/28           |                           | 書簡・院規章程を各宗大教院及び支院・出張所・各府県門派取締及び有志縑素に寄送し、本院の為に尽力してほしいと要請する<br>また、第一国立銀行及び三井銀行より恵施金義務取扱帳簿を各府県支店及び為替組合諸銀行に頒付す                                       |
| 6/9            | 幹事今川貞山事務所に移寓す、院務を親査する所以なり |  |
| 6/14           | 智泉院に福田会育児院仮事務所を開設         |  |

資料：「福田会録事」【『弘教新聞』第147号、第149号、第155号（『洪沢栄一伝記資料第24巻』233-235頁）】から筆者作成  
 出典：拙稿「福田会育児院創立の経緯と開設当初の組織—創立に関わった人びとの検討を中心に—」『東京社会福祉史研究』第3号、2009年から転載

日淳、天台宗長楽寺住職岩泉信如、天台宗智泉院住職矢吹信亮、智泉院講中総代三島善兵衛によって東京府あてに提出された「福田会育児院事務所仮設之義ニ付伺」に添付された「福田会育児院方法」中、冒頭に掲げられた「福田会育児院設置広告文」（同文が同年五月印刷の「福田会育児院規則事務章程」中の「福田会育児院緒言」としてある）に明らかにされている。この「福田会育児院設置広告文」によると、貧困者の中には自分の子どもを育てることができず遂に捨子するものがあるが、それは貧困が切迫しているからである。西洋では早くから育児院を設立していると聞くと、日本において近頃西洋の人びとが日本の育児に着手しているのを見る。日本人として見て見ざるがごとく、聞いて聞かざるが如くということとはできない。育児の中から、「麟児鳳雛」（将来傑出した人物となる者）を出し、大教の棟梁となる人もあるかもしれない。この事は、「瓔珞経」及び「涅槃経」「嬰兒行品」について決議する所であるとして、福田会を設立するとしている（以上は資料4の後に続く広告文の内容）。

このように「福田会」の名称は、仏教の「福田思想」に由来するものである。『仏教社会福祉辞典』によると、

仏に布施をすれば、その功德によりさとりを得ることができるとの考えから、最初は釈尊やその弟子たちが福田の対象とされていた。のちに、布施をし僧伽を信奉することによって幸福がもたらされると考えられ

るようになり、対象が父母や目上の人である師長にも及び、さらに、慈悲心を修めて貧困者・孤独者に布施をすることが提唱されるようになった。これらにより、①敬田（仏法僧などの宗教的对象）、②恩田（父母・師長などの倫理的对象）、③悲田（貧困者・孤独者・病人などの福祉的对象）など対象により3種の福田があるとされ、三福田と称された。（『仏教社会福祉辞典』258-259頁）

「福田会育児院事務所仮設之義ニ付伺」に付されている「福田会規則」によると「此ノ会者広告文ニ挙タル三聚浄戒ノ中撰衆生戒慈悲福田ノ旨ヲ基礎トシ成立スル者ニシテ尋常利要ノ会社等ト其性質ヲ異スレハ其ノ規則モ亦随テ異ナラザルヲ得ス」として、福田思想に基づいて育児院を運営するものであることを述べている。

また、1879年5月印刷の「福田会育児院規則」の前文に「此育児院ハ幼稚ニシテ父母ヲ失ヒ或ハ貧窮ニ困セラレ養育シ能ハサル者ヲ入院教育シテ其己有ノ厚德深智ヲ發達セシメンコトヲ冀望シ以テ設立セルモノナリ」と述べられている。

従って、福田会育児院は、福田思想に基づいて、幼くして父母を亡くした児童や、貧困児童を入院させて教育することを目指したものであった。

## 5. 福田会運営、維持のための組織について

### 〈会友・会員組織〉

明治・大正期の規則類から福田会を支える中心となる会友組織についてまとめたのが表7であ

#### 資料4 福田会育児院設置広告文

菩薩瓔珞本業経（ほさつようらくほんごうきょう）ニ三聚浄戒（さんじゅじょうかい）ヲ説ク、一ヲ撰律儀戒ト曰フ、二ヲ撰善法戒ト曰フ、三ヲ撰衆生戒ト曰フ、此ノ中撰律撰善ノ二戒ハ諸悪莫作衆善奉行ノ法門ナルヲ以テ各宗自行ノ方軌アリテ以テ間然スヘカラス、其ノ撰衆生戒ニ至リテハ実ニ四弘ノ嚆矢六度ノ先陣ナリ、但境広ク縁多端ナレハ初学ノ菩薩較ク其ノ律ニ惑フコトアリ、吾党忉リニ教職ノ名ヲ辱ス、蓋シ撰衆生戒ノ責ヲ負ノ任ナリ、苟モ教導ノ懇切ヲ表スルナクハ果シテ戸住素餐ノ毀ヲ招カサルコトヲ得ス、頃我党数十ノ同盟相会シテ撰化衆生ノ方便ヲ談シ遂ニ育児院ノ法ヲ立テ天下ノ貧兒ヲ撫育センコトヲ決議ス、（後略）

表7 明治・大正期における福田会会友・会員種別

| 規則名                            | 会友種別 | 資格要件、任務等       | その他   |  |   |
|--------------------------------|------|----------------|---|--|---|
| 福田会規則<br>【1879<br>(M12) .1.】   | 会友   | 永続会友           | 専ら本院のことを総裁するもの（第3章）<br>委員や会計上の務めを管する（第3章）     | 定員限定、俸給なし<br>37名（臨濟宗7、時宗4、天台宗8、真言宗9、日蓮宗5、浄土宗3、曹洞宗1）                                    |   |
|                                |      | 随喜会友           | 福田慈恵の情を以て寄附を行い会を補助する人                         | 定員なし、中外人を問わず   |   |
|                                |      | 福田会友           | 苟も若干金を慈恵ある者は渾て之を登録し通して福田会友と称す                 |  |   |
| 福田会育児院規則<br>【1879<br>(M12) .5】 | 会友   | 発起永続会友         | 各宗教導職中の同志相会盟する者（第19条）                         | 78名（臨濟宗30、時宗4、天台宗11、真言宗19、日蓮宗9、浄土宗4、曹洞宗1）  |   |
|                                |      | 随喜居士会友         | 居士にして此会に入て始終保護を専らに志す者（第20条）                   |  |   |
|                                | 捐助者  | 資金を恵給する者（第21条） |   |  |   |
| 福田会育児院規則<br>【1889 (M22)】       | 会友   | 正会員            | 永続会友  | 福田会の発起者で僧侶（第6条）<br>檀信を奨励する義務あり、随時寄附の外会費月5銭（第7条）  | 総集会通常会友及臨時会に参加し意見を<br>出せる（第12条）<br>役員の選挙人被選挙人となる（第13条）<br>会費滞納1年を過ぎると除名（第14条） |
|                                |      |                | 特別会友  | 入会一時金20円、毎月10銭以上を納め、本会に義務を尽くす者（第8条）  |   |
|                                |      | 賛成員            | 随喜会友  | 随意に金員あるいは物品を納めて本会の目的に賛成する者（第9条）  |   |
| 福田会育児院規則<br>【1894 (M27)】       | 会友   | 名誉会友           | 本会に著しく功労あり又は世間に徳望あるもの                         |  |   |
|                                |      | 永続会友           | 一時に金20円以上を納めるもの                               |  |   |
|                                |      | 通常会友           | 毎月金10銭以上若しくは毎年金1円以上を納めるもの                     |  |   |
|                                |      | 随喜会友           | 随意に金銭物品を寄附する者                                 |  |   |
| 福田会定款<br>【1898 (M31)】          | 会友   | 名誉会友           | 本会に功労あり若しくは徳望ありて社員又は会友の推薦ある者（第9条）             |  |   |
|                                |      | 永続会友           | 一時に金20円以上を納める者（第9条）                           |  |   |
|                                |      | 通常会友           | 毎月金10銭以上若しくは毎年金1円以上を納める者（第9条）                 | 通常又は随喜会友にてその納金又は価格20円以上に及ぶか永続会友3名以上を勧誘し、若しくは通常会友6名以上を勧誘して入会させたものは特に永続会友とすることができる（第10条） |   |
|                                |      | 随喜会友           | 随意に金銭物品を寄附する者（第9条）                            |  |   |
| 財団法人福田会寄付行為【1921(T10)】         | 会員   | 有功会員           | 一時に金千円以上の金品を寄付したる者及び特別功労ありたる者（第2章第6条）         |  |   |
|                                |      | 特別会員           | 一時に金百円以上の金品若しくは毎月金一円以上の寄付者（第2章第6条）            |  |   |
|                                |      | 通常会員           | 一時に金30円以上の金品又は毎月金20銭以上若しくは毎年金1円以上の寄付者（第2章第6条） |  |   |
|                                |      | 賛助員            | 一時に金拾円以上の金品を寄付したる者                            |  |   |

注：拙稿「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況」（『東京社会福祉史研究』第5号、2011年掲載の「表2 明治期における福田会会友種別」に、1921年制定の「財団法人福田会寄付行為」中の会員について加えた

表8 財団法人時代の会員種別会員数

| 年度<br>会員 | 1938<br>(昭和13) | 1939<br>(昭和14) | 1941<br>(昭和16) |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 有功会員     | 53             | 50             | 53             |
| 特別会員     | 609            | 624            | 645            |
| 通常会員     | 1036           | 1027           | 1004           |
| 計        | 1698           | 1701           | 1702           |

資料：財団法人福田会事業報告書より筆者作成

る。福田会は会友組織によって支えられるという組織体制をとっている。その会友の中でも永続会友が中心であり、明治20年代までは僧職者でなければ永続会友となることはできなかった。

ところが、1889（明治22）年に「恵愛部」ができる、「恵愛部規則概要」にみられるように、一時金20円以上を納めるものが永続会友として入会するようになる。さらに、民法改正に伴い社団法人化され、1898（明治31）年「福田会定款」が定められた。これに伴い、永続会友の資格は、寄付金の額によって定められ、僧職であることといった規定はみられなくなってくる。従って、『福田会月報』（第4号、1903（明治36）年4月10日）に掲載されている「明治三十五年度分福田会第二十八回報告」の「会友の異動」欄に見られるように、「永続会友 黒田長成殿、榎川中兵衛殿、山岡清直殿、木村豊吉殿、前園秀松殿、沼間糸子殿、中居健三殿、三好哲夫殿、檉村正五殿、男全米子殿、小林富次郎殿、北里柴三郎殿、北里袈裟男殿、今村繁三殿、西川寅吉殿、本山漸

殿（以上特別寄付者に付推挙）、南録子殿、関邨子殿（会費二十円以上納付ニ付推挙）福井佐埜子殿（会友勧誘ニ付推挙）」と、「福田会定款」の規定通りに一般の人びとが永続会友となっている（宇都 2011：67-68）。

さらに1921（大正10）年に財団法人化されると、会員組織となり、福田会の趣旨に賛同するもので、所定の寄付をしたものを、その寄付金額によって、表7にあるように有効会員、特別会員、通常会員、賛助員とした。福田会仮事務所開設を東京府に出した明治12年1月の時点では、永続会友が37名、同年5月には永続会友78名、随喜居士会友7名となっている。明治13年7月より12月31日に至る期間は、永続会友53名、随喜居士会友22名、捐助金施主694名であった。資料5にあるように永続会友は寄付を行っている（明治12年5月）。

《恵愛部の設置》

1889（明治22）年1月1日より同年12月31

資料5 福田会育児院慈恵金広告

|                |                       |      |      |
|----------------|-----------------------|------|------|
| 金五百円（但し十ヶ年納）   | 相州 宗藤澤山清浄光寺住職         | 大教正  | 他阿尊教 |
| 金二百円（但し五ヶ年納）   | 甲州日蓮宗身延山久遠寺前住職        | 権大教正 | 新居日薩 |
| 金六百円（育児三人六ヶ月納） | 同 人                   |      |      |
| 金六百円（育児三人六ヶ年納） | 相州大住郡大畑村真言宗 金剛頂寺住職    | 権少教正 | 五古快全 |
| 金四百円（育児二人六ヶ年納） | 武州多摩郡下永瀬村臨濟宗建長派玉泉寺 住職 | 少講義  | 藤田古梅 |
| 金一百円（但し五ヶ年納）   | 紀州真言宗高野山 無量壽院住職       | 権中教正 | 高岡増隆 |
| 金一百円但し五ヶ年納     | 越後蒲原郡国上村真言宗新義派国上寺住職   | 権中教正 | 大崎行智 |
| 金四百円育児二人六ヶ年養料  | 同 人                   |      |      |
| 金一百円但し十ヶ年納     | 上総長柄郡茂原駅日蓮宗藻原寺住職      | 権少教正 | 神保日淳 |
| 金二百円育児一人六ヶ年養料  | 同 人                   |      |      |
| （中略）           |                       |      |      |
| 金一百円但し五ヶ年納     | 東京浄土宗山縁山増上寺住職         | 大教正  | 福田行誠 |
| 金一百円但し五ヶ年納     | 駿州安倍郡大岩村臨濟宗妙心派臨濟寺住職   | 少教正  | 今川貞山 |
| （後略）           |                       |      |      |

資料：『福田会育児院規則』（『明治十四年ヨリ 諸規則綴 庶務掛』東京都公文書館所蔵）に掲載

日に至る「福田会育児院報告」（「皇后陛下 思召ヲ以テ壹ケ年金三百円下賜候事」『明治廿四年恩賜録一』宮内庁書陵部所蔵資料付属資料）によると、1889（明治22）年5月26日三井銀行において開催された第15回福田会総会において以下の報告もなされた。

福田会育児院の紀元ハ去ル明治十二年仏教各宗僧侶協同心力シテ宜シキヲ得サルカ為メカ既ニ旬余ノ星霜ヲ閲スルモ起色ナシ会員夙トニ之ヲ憂ヒテ百万発揚ノ策ヲ講究シ終ニ婦人ニ托シ其天性ノ愛情ニ依頼スルノ勝レルニ如カサルコトヲ料認シ之ヲ何礼之氏及同夫人ニ謀ル所アリシカ同氏直チニ之ヲ諾シテ毛利徳川鳥尾三浦楫取辻佐藤高島原田中ノ諸夫人ト協議ヲ尽シテ来院シ本会ノ規則ヲ審閲シ育児平常起臥飲食ノ実状ヲ詳査シ茲ニ始テ本会ノ隆盛ヲ図ラントスルニハ先以ニ当

ルノ決心ヲ以テ婦人入会ノ制ヲ設クヘキ旨商議セリ爾後幾多ノ困難ニ遭遇スルモ遂ニ之レニ打勝チ以テ規則改正ヲ議定スルニ至シリ

即ち、僧職者を中心とした運営の中で、入所児童の養育のあり方について考慮する必要があるということから、何礼之（が のりゆき、1840 - 1923、岩倉遣外使節団一等書記官、のちに元老院議員、貴族院勅選議員となる翻訳家で熱心な仏教徒）・多仁子夫妻の尽力<sup>2)</sup>で、「上流夫人」を会員とする恵愛部が1889年に組織され、会長に公爵夫人毛利安子が就任した。入所児童の養育は、保母長を中心として保母、教員があたっていたが、養育の管理に恵愛部の夫人たちがあたった。

「福田会恵愛部創立趣意」によると、「実に貧賤

**資料6 福田会恵愛部規則概要**

- 一 本会ハ福田会恵愛部ト称シ事務所ヲ東京本郷区龍岡町三十番地ニ置ク
- 一 本部ハ院児養育ノ事務ヲ管理ス
- 一 凡ソ朝野ノ閨閣ニシテ本会ノ目的ヲ賛成実行セント欲スル者ハ総テ会友トナルコトヲ得
- 一 会友ヲ分テ名誉会友、永続会友、通常会友、随喜会友トス
- 一 名誉会友ハ会長ニ於テ本会ニ功勞アリ或ハ淑徳令聞アリト認ムル者ヲ推薦スルモノトス
- 一 永続会友ハ会費トシテ一時ニ金貳拾円以上ヲ納メ終身本会ノ目的ヲ賛成スルモノトス
- 一 通常会友ハ会費トシテ一ヶ月拾銭以上又ハ一ヶ年壹円以上ヲ納メ本会ノ目的ヲ賛成スルモノトス
- 一 随喜会友ハ随意ニ金員若クハ物品ヲ納メテ本会ノ目的ヲ賛成スルモノトス
- 一 会友タラントスルモノハ入会申込書ニ永続会友ハ金貳拾円以上ヲ納メ通常会友ハ一ヶ月拾銭以上又ハ該期間ノ会費ヲ添ヘテ本会事務所ニ差出シ会友証ヲ受クヘシ
- 一 会友ハ院児ノ養育ヲ管理シ連月講義演説ヲ聴聞シテ身口意ノ徳育ヲ進メ且総会ニ出席シテ意見ヲ提出スルコトヲ得

拜啓陳者今般朝野閨閣ノ賛成ヲ得テ福田会中ニ恵愛部ヲ設ケ別紙趣意書ノ目的ヲ達シ申度候就テハ何卒御入会被下度即チ規則摘要并（ならびに）入会申込書相添此段奉希候

明治二十二年 月 日

|     |            |       |
|-----|------------|-------|
|     | 男爵夫人 楫取美輪子 | 田中寅子  |
|     | 子爵夫人 三浦愛子  | 原 礼子  |
| 発起人 | 子爵夫人 鳥尾泰子  | 高島倉子  |
|     | 侯爵夫人 徳川良子  | 佐藤静子  |
|     | 公爵婦人 毛利安子  | 辻 里子  |
|     |            | 何 多仁子 |

の者中にも貧児、孤児ほど世に頼み無寄るべ無きものあらざれば之を憐み救ひて養ひ育つるぞ悲田中の最も急務にして、福田中の最も功德なるべき」とし、「妾等随喜の余り茲（ここ）に婦人惠愛部を設けて朝野の閨閣を協同し更に慈恵金を募りて此の育児院を拡張し児育の事務を管理し兼て婦人の徳育を振ひ起さん為めに月並數回の法筵を開き諸宗の碩徳を請じて甘露の法味に霑はんとす あはれ慈悲の情深くして道德の志厚き善女人たちよ浄財を喜捨して自他平等の法益を賛成しこよ無き善根を悲田の中に植ゑて世間無上の福德を発生せしめ給へと謹て白す」としている。そして、「福田会惠愛部規則概要」にあるように、福田会院児養育の事務にあたることと、福田会会友となり、福田会の経済を支える役目になった。また、仏教の法話会の開催も行っている。1891（明治24）年10月、規則を改正し、慈教、惠愛の2部をおき、慈教部は男子会友、惠愛部は女子会友をもって組織し、後者は院児掬撫養を行い育児院の活動を資金面で支援した。

#### 《福田会の役員組織》

東京都公文書館と宮内庁書陵部の資料として確認のできた規則類をもとに明治期の役員組織についてまとめたのが表9である。既に野口武悟が「2役職員の構成と任免更迭」（『福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討』『社会科学年報』第45号、2011年、134 - 141頁）において、『福田会沿革畧史』中の「本会職員の任免更迭」をもとに、役職員の構成と任務を務めた人物と期間についてまとめている。表9は、野口稿で紹介された、1882（明治15）年制定の議長、議事、勧募委員、1891（明治24）年制定の副会長、監理委員などについては記載していない。東京府に1879（明治12）年1月に提出された「福田会育児院事務所仮設之義二付伺」に添付された規程類には、ま

だ役職名を見ることはできない。書類は、浄土宗伝通院住職中教正福田行誠を総代として提出され、ついで真言宗国上寺住職権中教正大崎行智、臨濟宗臨濟寺住職少教正今川貞山、日蓮宗藻原寺住職権少教正神保日淳、天台宗長楽寺住職大講義石泉信如、天台宗智泉院住職権少講義矢吹信亮、智泉寺講中総代三島善兵衛が名前を連ねている。表9にあるように「福田会育児院会事章程」（1879年5月制定）において「條款の一切の事務を担当」する「幹事」を会友の中から5名選ぶと決め、その中から会長を選出すると決めている。「弘教新聞」に掲載された「福田会録事」によると1879年4月26日に智泉院に会同し、在京及び府下の永続会友より選挙して会長・幹事を設ける、投票を以て新居日薩を会長に任じ、大崎行智、今川貞山、五古快全、石泉信如が幹事となっている。

この後、役員を務めた人物等については野口稿を参照されたいが、各宗派の要職を務めている人びとが名を連ねていることが指摘されている。

## 6. 天皇、皇后からの「御下賜金」、御料地の無償貸与、皇族による後援、皇族の名誉総裁

### 《御下賜金》

福田会育児院への「御下賜金」は、育児院創設後の1880（明治13）年の天皇よりの「御下賜金」に始まり、以後、1891（明治24）年の皇后からの「御下賜金」以来昭和に至るまで、毎年「御下賜金」を受けようになっただけでなく、『明治天皇紀』にもそのことが記されている（資料7参照）。

福田会創設一年後に行われた天皇の下賜金については、『明治十三年 恩賜録一』（資料8参照）に記載されている。遠藤興一著『天皇制慈恵主義の成立』によると、1880（明治13）年に社会事業を対象として実施された天皇からの下賜金は、1ヶ所のみで500円であったということだから、

福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織

表9 福田会役員等の職務内容ほか

| 規則                        | 役員、職種など   | 職務内容  |  |   |
|---------------------------|---|---|--|---|
| 福田会育児院規則<br>【1879（明治12）5】 | 第一科 乳母  | 六年間世話料ヲ受ケス自費之ヲ弁シテ乳母タル者（第8条）、褒賞ヲ与ヘテ称揚スヘシ（第8条）  |  |   |
|                           | 第二科 乳母  | 世話料衣料ヲ受ケテ乳母トナル者（第8条）、親類組合兩人ヨリ確實ナル保証ヲ要求シテ養育ノ契約ヲ擬スヘシ（第8条）<br>第8条教童乳母願書式あり   |  |   |
|                           | 教師  |   |  |   |
| 福田会会計監督委員章程（M12.5）        | 会計管理委員  | 東京府内紳士数名之ニ任シ捐資金出納計算ノ事務ヲ監督スルモノ（前文）、福田会ト第一国立銀行三井銀行トノ間ニ於テ捐資金ノ事務ヲ監督スル（第1条）  |  |   |
| 福田会育児院会事章程（M12.5）         | 幹事  | 條款一切の事務を担当（第2条）、会友の中より5名選挙（前文）、任期1年、再任を妨げない（第3条）、無給（第4条）  |  |   |
|                           | 会長  | 幹事の中から選挙（前文、第1条）、幹事の事務を総轄、院中一切の事務を処理（第1条）、無給（第4条）、<br>会長の弁理する諸件（第6条）<br>第一 本院の諸条目を改正し又は之を増補する事<br>第二 総て会友の決議に係る事件を改正する事<br>第三 支院を建設し又は既設分院の位置を変更する事<br>第四 新に会友を造り又は旧会友の脱盟を可否する事<br>第五 会友連名を以て官府に稟申し又は公衆に報告する事<br>第六 既定の外新に土木を起し及び什具を購求する事<br>第七 教童を他家の嗣子と為すを准ず事 |  |   |
| 福田会育児院規則<br>【1891（明治24）】  | 部   | 慈教部<br>【男子会友を以て組織（第17条）、通常事務及び会計出納の事に任ず（第18条）、講師を請聘し講義法話等を行う（第19条）】   | 部長   | 1名（第22条）、全部の事務を管理（第32条）<br>各部内において選挙（第34条）<br>任期1年再選可（第34条） |
|                           |   | 副部長   | 部長を補翼し部長事故ある時は代理する（第33条）<br>各部内において選挙（第34条）<br>任期1年再選可（第34条） |   |
|                           |   | 幹事  | 部長の具申により会長任免（第36条）   |   |
|                           |   | 幹事補   | 部長の具申により会長任免（第36条）   |   |
|                           | 部   | 恵愛部<br>【女子会友を以て組織（第17条）、院児を養育する任務（第20条）】  | 部長   | 1名（第22条）、全部の事務を管理（第32条）、各部内において選挙（第34条）、任期1年再選可（第34条）       |
|                           |   |   | 副部長  | 部長を補翼し部長事故ある時は代理する（第33条）、各部内において選挙（第34条）、任期1年再選可（第34条）      |
|                           |   |   | 幹事   | 部長の具申により会長任免（第36条）  |
|                           |   |   | 幹事補  | 部長の具申により会長任免（第36条）  |
|                           | 会長  | 1名（第22条）、本院全体の事務を総理（第23条）、総集會に於て徳望あるものを選挙（第25条）、任期1年再選可（第25条）   |  |   |
|                           | 主事  | 3名（第22条）、会長を補翼して全体の事務を総理し会長事故の時は代理する（第24条）、総集會に於て徳望あるものを選挙（第25条）、任期1年再選可（第25条）  |  |   |
|                           | 評議員   | 若干名（第22条）、本院全体の事務について役員の諮問に応じその議事に参与して意見を開陳できる（第26条）、本院役員協議により名望ある緇素（僧侶と俗人）を推挙（第27条）  |  |   |
|                           | 講師  | 若干名（第22条）、仏教の講義及び法話を行う（第28条）、本院役員協議によって推挙（第29条）   |  |   |
| 会計委員                      | 若干名（第22条）、会計出納を行う（第30条）、本院役員協議に拠りて会友中東京府下に於て財産信用ある者を以て任ず（第31条）、任期は定めず（第31条） |   |  |   |

| 規則                                  | 役員、職種など  | 職務内容   |   |
|-------------------------------------|--|--|---|
| 福田会定款<br>【1898<br>(M31)】            | 総 裁  | 定員1人（第37条）、皇族を推戴（第38条）、名誉職（第50条）   |   |
|                                     | 副 総 裁  | 定員1人（第37条）、智徳名望ある僧侶を推薦（第38条）<br>任期1年、数期累選可（第38条）、名誉職（第50条）   |   |
|                                     | 名 誉 顧 問  | 無定員（第37条）  |   |
|                                     | 講 師  | 無定員（第37条）  |   |
|                                     | 理 事  | 定員7人（第37条）、常会において評議員の中より選挙（第39条）<br>理事長、理事は定款の条項及び総会の決議を施行し本会に属する百般の事務を総理し公私の交渉に於いて本会を代表し総てその責に任ず（第51条）<br>本会の事務を分担しその主管の事務を専理する（第53条） |   |
|                                     | 理 事 長  | 理事の中から選挙し、総裁任命（第39条）<br>理事長、理事は定款の条項及び総会の決議を施行し本会に属する百般の事務を総理し公私の交渉に於いて本会を代表し総てその責に任ず（第51条）  |   |
|                                     | 監 事  | 常会において名望才幹ある者を選挙し、総裁任命（第42条）、任期2年、数期累選可（第42条）<br>本会一切の事務及び財産に関し処分施行その他の状況を監視し当務社に向かつて当否を陳弁し若しくは意見を開具し社員会又は官庁に申告す（第54条）                 |   |
|                                     | 司 事  | 理事長適宜任免（第43条）、理事の指揮に従い一件又は数件を担当し書記以下の雇用人を使用す（第55条）   |   |
|                                     | 恵愛部  | 部 長  | 恵愛部の評議によって部内の名望ある者を推薦（第44条）、定款及び規則に従い部内の事務を施行し監事以下を指揮監督（第56条） |
|                                     |  | 副部長  | 恵愛部の評議によって部内の名望ある者を推薦（第44条）                                   |
| 幹 事                                 |  | 部長の意見により部内の篤志者に嘱託（第45条）  |   |
| 幹事補                                 |  | 部内部外に拘わらず幹事の推挙により部長が嘱託（第46条）   |   |
|                                     | 嘱託、書記、助手、雑役者他                                  | 雇用は便宜に従い、俸給、報償を給与（第49条）  |   |
| 財団法人福田<br>会寄付行為<br>【1921（大正<br>10）】 | 総 裁  | 第一章総則 第一条 皇族諸殿下を名誉会員に推戴し其のうち一名を仰ぎ手総裁に奉ず  |   |
|                                     | 副 総 裁  | 第一章総則 第一条 有効会員中名望ある者一名を副総裁に推薦す   |   |
|                                     | 名 誉 顧 問  | 無定員（第37条）  |   |
|                                     | 講 師  | 無定員（第37条）  |   |
|                                     | 理 事  | 理事12名（第15条）、評議員中から互選（第16条）、理事は理事長の旨を受け常務理事を補佐し会務を処理（第24条）  |   |
|                                     | 理 事 長  | 理事の中から互選し、総裁の嘱託により就任（第17条）、理事長は本会を代表し会務を総理、理事長は総裁推戴及副総裁推薦に関する事務を行う（第22条）   |   |
|                                     | 常 務 理 事  | 理事中において一名を互選、理事長の同意を経て総裁の嘱託により就任（第17条）、理事長の旨を受け会務を処理（第23条）   |   |
|                                     | 評 議 員  | 百名以内（第15条）、東京在住の会員中より副総裁之を嘱託（第19条）   |   |
|                                     | 評議員長   | 評議員長は有効会員又は特別会員中に就き総裁之を嘱託（第20条）  |   |
|                                     | 監 事  | 有功会員及び特別会員中より総裁之を嘱託（第18条）  |   |
|                                     | 司 事  | 理事長適宜任免（第43条）、理事の指揮に従い一件又は数件を担当し書記以下の雇用人を使用す（第56条）   |   |
|                                     | 主事、書記  | 本会に主事一名、書記若干名を置き理事の命を承け会務に従事（財団法人福田会細則第17条）、   |   |
| 保母長、保母、助手                           | 保母長一名保母及助手若干名を置き理事の命を承け児童の保育に従事（財団法人福田会細則第18条） |  |   |

注：拙稿「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況」掲載の「表3 福田会役員等の職務内容ほか」に、「財団法人福田会寄付行為」中の役員について加えた

福田会育児院がそれにあたるということになる。創立後1年という極めて早い時期に下賜金を得たということは、福田会企画者の中に、天皇の側近であった山岡鉄舟がいたことや、東京養育院にかかわっていた渋沢栄一などがいたことなど、下賜金内願を勧めるものがあったのかもしれないが、後考に待ちたい。しかし、下賜金を受けたことは、新聞紙上にも紹介された<sup>3)</sup>ので、社会的信用を得ることにつながった。

資料9にあるように、先に述べた「恵愛部」設立後の1891（明治24）年には、皇后からの下賜金を得ている。そして、この皇后からの下賜金は、昭和戦前期まで続いた。『昭和15年度福田会事業報告書』掲載の「昭和十四年度年報」には、「一、皇室之恩恵 宮内省より毎年金一千円御下賜の他紀元節の佳辰に際し、特に御下賜金五百円拝領し更に畏くも 国母陛下より児童用冬被服地料金七百六拾円也御下賜恩命を拝す。一月二十五日に

**資料7 『明治天皇紀』記載の福田会関係記事**

1880（明治13）年2月 福田會育児院に賜金 十二日 福田會育児院開設の趣旨を聞召され、特旨を以て金五百圓を同院に賜ふ、院は之を東京に設け、有志の醸金を以て廣く貧兒を養育するを目的とするものにして、大教正新居日薩を會長とし、去歲四月内務省の許可を得、六月其の事業を開始す、○恩賜録、金穀録、庶務課日誌（宮内庁『明治天皇紀』第五、吉川弘文館、昭和46年3月、18頁）

1891（明治24）年3月 皇后福田會育児院に年金三百圓を賜ふ、福田會育児院は明治十二年大教正新居日薩僧侶の協力して創立する所、貧困告ぐるなき兒女を教育するを以て目的とし、舎を本郷區龍岡町に設く、客歲十一月、皇后の坤慈に浴して其の業を振興せんことを冀ひ、同院恵愛部長毛利安子等皇后宮大夫子爵香川敬三に就きて之れを請ふ、皇后、敬三を遣はして詳かに視察せしめられ、是の日□旨を以て此の賜あり、即ち其の資に充てしむ、○恩賜録（宮内庁『明治天皇紀』第七、吉川弘文館、昭和47年7月、780頁）

1891（明治24）年4月 二十一日 皇后日本赤十字社總會福田會育児院に行啓 皇后上野公園に行啓あらせられ、日本赤十字社第五回總會に蒞み、令旨を賜ひ、還啓の途本郷區龍岡町福田會育児院に成らせられ、門内に於て御馬車に乗御の儘御通覽あり、金百圓を育児服料として下賜す、又院兒に菓子を賜ふ、是の日皇后風氣に罹らせらるゝを以て、侍醫等行啓を中止せられんことを請ひしも、赤十字社總會は各府縣より參會する者多きを以て、其の失望を慮り之を聽したまわず、唯御豫定の日本美術協會天覽會臨場を罷めらる。○官報、幸啓録、當番日録、皇宮官職日記（『明治天皇紀』第七、吉川弘文館、昭和47年7月、792頁）

1897（明治30）年 二月一日又福田會育児院の教育する孤兒並びに式部長男爵三宮義胤妻八重野等有志の収養する愛知縣震災孤兒に對し、綿服材料及び裁縫料を下賜せらる、○皇宮官職贈賜録、皇宮官職日記（『明治天皇紀』第九、吉川弘文館、昭和48年12、192頁）

1899（明治32）年3月 十五日 日本赤十字社等に賜ふ年金を増額せらる 天皇・皇后より明治二十年以降日本赤十字社に補助年金五千圓を賜ひしが、自今更に五千圓を増賜し、又二十四年以降十年間を期として毎年同社に賜ふ所の病院維持費五千圓を本年度より一萬圓に改め、且三十四年度以降更に十年間繼續下賜の旨命あり、又皇后より別に同社病院救助患者治療費補助として賜ふ所の年金五百圓を五千圓に、東京慈恵醫院・東京市養育院に賜ふ所の年金各六百圓を二千圓に、施藥料として東京慈恵醫院に賜ふ所の年金千二百圓を三千圓に、福田會育児院に賜ふ所の年金三百圓を千圓に改め、皆本年度より之を賜ふべき旨命あり、○官報、恩賜録、皇宮官職贈賜録、齋藤桃太郎日記、日本赤十字社史稿（『明治天皇紀』第九、吉川弘文館、昭和48年12、609頁）

1905（明治38）年1月 十六日 皇后、日本赤十字社病院入院救助患者四十人・東京慈恵醫院入院患者五十人・福田會育児院在院兒童百三人に綿服を賜ふ、例の如し、○皇宮官職贈賜録、皇宮官職日記（『明治天皇紀』第十一、吉川弘文館、昭和50年3月、28頁）

資料8 天皇からの下賜金

福田會育兒院へ賜金之義ニ付御達案

大広奉書半切

福田會育兒院

其院開設広く貧兒ヲ教育之趣被 聞召 思召ヲ以金五百圓下賜候事

明治十三年二月十二日 宮内省

會長大教正新居日薩召出シ被下之事

第三百号

東京府へ御達案

大教正新居日薩以下結社之上其府下へ育兒院開設之趣被聞召 思召ヲ以本日該院へ金五百圓下賜候条為心得此段相達候也

十三年二月十二日 宮内卿

東京知事

明治十三年二月九日

一 金五百圓 福田會育兒院

右被下金内願ニ付 思召ヲ以下賜候事

貧兒養育之義ニ付懇願書

貧兒養育之儀別冊之通本年四月内務省願濟之上同六月十六日事務所開設貧兒養育方取扱来候處輩下ハ申ニ不及近縣ヨリモ陸続申出モ有之□勉其養育ニ従事仕候得□瑣々タル醸集シ金額ヲ以テ夥多ノ貧兒ニ應スルハ頗ル困難至ニ付此際何卒 特旨ヲ以若干ノ御恵施金下賜リ候様仕度奉存候、幸ニ此ノ恩典ヲ得ハ慈仁ノ真意モ更ニ世間ニ擴張シ本會ノ宿志モ貫徹可致ト思惟仕候ニ付不顧恐奉願候也

明治十二年十一月

育兒院幹事 権小教正 石泉信如

㊟

同 権小教正 五古快全 ㊟

同 小教正 今川貞山 ㊟

同 権中教正 大崎行智 ㊟

育兒院會長 大教正 新居日薩

㊟

宮内卿 徳大寺実則殿

御 請 書

一 金五百圓

右当院開設広く貧兒ヲ教育之趣被聞食

思召ヲ以下賜難有御請仕候也

十三年二月十二日 福田會育兒院會長 大教正 新居日薩 ㊟

宮内省御中

(資料：「福田會育兒院へ賜金之義ニ付御達案」(『明治十三年 恩賜録一』宮内省大臣官房総務課 宮内庁書陵部 所蔵資料 所収)

資料9 皇后からの下賜金

福田会育児院

皇后陛下 思召ヲ以テ壹ヶ年金三百円下賜候事  
明治二十四年三月廿五日 宮内省

右賜金ハ六月十二月両度ニ半額宛被下之筈ナリ

東京府下本郷龍岡町三十番地ニ設置有之候福田会育児院へ  
皇后宮御救助ノ儀ニ付別紙ノ通同会恵愛部長公爵夫人毛利安子外数名ヨリ内願ニ付右ノ趣言上仕候処一応実地見分可致旨

御沙汰ニ依リ小官同院ニ就キ会長等ニ面会シ本院成立ノ由来及ヒ継続ノ方法等ヲ諮問シ尚実況ヲ一覽致シ候処願書ニ陳述ノ通り資本少数ノ故ヲ以テ振興ノ運ヒニ至リ兼候姿ニ有之候右実見ノ模様言上仕候処幾分歟御救助被遊度旨 御内沙汰被為在候依テ小官相考候ニハ先般養育院へ被下候振合ニ準シ一ヶ年金參百円被下候ハ、可然存候左候ハ、 思食モ相貫キ可申依テ此段申請候也（養育院へ被下候金額ハ一ヶ年六百円ナリ其ノ半額ニテ可然見込ナリ 貼り紙一字都記）

追テ御参考ノ為メ同院規則書類相添候也

明治廿四年三月廿三日

皇后宮大夫子爵 香川敬三 印

宮内大臣子爵土方久元

内 願 書

福田会育児院ハ有志之創立にて貧困告くる無き之子女を修養する所に候處歲月若干ヲ経過□も管理の法未た全ならず目的之業未タ達せず候故大に事業を振興せんとて昨年中安子等同志相謀リ院中特に恵愛部を設置致し候其旨趣たる外□窮民の罪犯に陥る者を救養して男子には自営独立の道を与へて他日国家の良民となるの地を為し女子には佗年看護婦等有用の業に就けて 聖化の万一を彌補するの備を為し子女の養育を実地に担当して聊か婦女の天賦の本分を尽し併て窮民の状態を知悉して益々 天恩の洪第なるを感じしむるに此あり候依て恵愛部設置以来安子等院児の飲食衣服より起臥疾患に至る迄直接に管理して聊か慈愛の情を養ひ婦女此分を尽し候に付き院児之數も殆と従前に倍し目的の事も大に振興の途に上り候得共唯資本に限ありて未た心算の員数を収養するの□□を得ず往々飢餓に斃る、者を目前に座視して救ふ事能ハさるを奈何せん是に於て安子等冒瀆を顧みず敢て天下に母臨し給ふ

皇后陛下の深仁鴻慈を仰き奉り以て

聖徳の雨露に霑すん事を懇願す俯して請ふ踰格之 特典を垂□□を給ひて

恩音の下頒を蒙り奉るの光榮に預らん事を此旨宜敷御上奏之程願上候也

明治廿三年十一月

田 中 寅 子 ㊦  
原 禮 子 ㊦  
高 島 倉 子 ㊦  
佐 藤 静 子 ㊦  
辻 里 子 ㊦  
何 多仁子 ㊦  
原 田 茂 子 ㊦  
男爵夫人 楫 取 三輪子 ㊦  
子爵夫人 曾 我 晟 子 ㊦  
子爵夫人 三 浦 愛 子 ㊦  
子爵夫人 鳥 尾 泰 子 ㊦  
侯爵夫人 德 川 良 子 ㊦  
公爵夫人 毛 利 安 子 ㊦

皇后宮大夫子爵 香 川 敬 三 殿

(資料：『明治廿四年 恩賜録一』宮内省大臣官房総務課 宮内庁書陵部所蔵資料)

は 皇后、皇太后両陛下より厳寒の御木炭配給欠乏の趣を聞き召され木炭三十俵（十貫目俵）御下賜の恩命に浴す、これ実に本会無上の光栄とする処にして、恐懼感激の至不堪茲に謹而」としており、1899（明治32）年以降、毎年1,000円の下賜金を得ている。

#### 〈御料地の無償貸与〉

さらに、福田会は、以下の「読売新聞」記事にあるように1912（明治45）年に渋谷の御料地（現在地）を無償貸与されている。

○福田育兒院落成 皇后陛下の御仁慈に依り渋谷御料地四千五百余坪を無償にて拝借したる福田会育兒院は尚陛下の御下賜金五百円を始めとして其他会員慈善家の寄附金既に四万余円ありて先般来御料地内に新築中なりしが六棟の建築落成したれば近く同所に移転する由（読売、1912（明治45）年1月8日）

#### 〈社団法人、財団法人化に伴う皇族総裁の就任〉

1892（明治25）年には、伏見宮文秀女王を名誉会長とし、副会長に北野元峰が就任した。さらに、1899（明治32）年の社団法人化に伴い、名

誉総裁に伏見宮文秀女王を迎えた。1922（大正11）年に、財団法人化すると、伏見宮文秀女王は、同様に名誉総裁となった。この時の副総裁は公爵夫人毛利安子、理事長は子爵大村徳敏、常務理事は北越戒定であった。

#### おわりに

以上みてきたように、福田会は、仏教の福田思想を存立の基盤として、創立当初より会の運営に係る諸規則を定め、対象となる児童の規定、養育をになう乳母の規定、財政基盤を堅固なものとする会友組織を定め、育兒事業をすすめてきた。今日のような社会福祉に対する公的な財政援助がない中で、資金を確保する組織づくりを行っている。また、会計監督に渋沢栄一をはじめとする財界人、ジャーナリストを任命し、財政管理にも配慮した。

しかしながら、育兒の方法については初期の規程だけでは、子どもの十分な心身の発育をうながすものではなかったようで、世間の評判も芳しくないものがあつた。そこで、「上流夫人」による恵愛部を組織して、育兒内容の改善を図ろうと試みている。恵愛部設立に尽力した何礼之・多仁子夫妻は、恵愛部設立の1889（明治22）年中は、

#### 資料10 『財団法人福田会育兒院概要 附支部亀戸町保育所、本会役員姓名表、本会寄付行為』1922（大正11）年4月掲載の「皇室の恩典」

二、皇室の恩典 本会の事業叢間に達し明治十三年十二月金五百円御下賜○同廿四年時に毎年三百円御下賜の恩命降る○同年四月廿一日 皇后陛下親しく鸞輿を本会に枉げさせられ育兒の状況を御覽ぜられ御菓子並に金一百円御下賜の光栄に浴す○同三十年育兒全部へ被服用表地裏地各一反宛に裁縫科を添へられ毎年御下賜の恩命ありてより爾来今日に及ぶ実に本会無上の光栄であります○同三十二年三月年金七百円増加の恩命あり仍て毎年金一千円宛御下賜の光栄に浴して今日に至る○大正六年四月廿三日本会隣接の赤十字社病院へ 皇后陛下行啓の節親しく玉歩を同院後庭の丘上に運ばせられ本会の育兒寮及育兒の状況御台覧の光栄に浴す○大正十年三月六日 皇后陛下赤十字社病院行啓の砌り本会児童は当時本会に宿泊中の波蘭国孤児と共に親しく同病院後庭に於て御引見の光栄に接し御面前に於て児童各自に美菓御下賜の光栄に浴し玉体に咫尺して児童の遊戯を御台覧に供する破格の光栄に浴したるは本会の特に恐懼し奉る所にして 陛下御仁徳の洪大なるに感激したるのみならず宮内官更も異例の出来事に驚倒せりと伝えらす亦以て本邦社会事業の光栄であります

文字通り東奔西走、福田会育児院の高志大了師をはじめとする僧職者と協力、規則の策定、恵愛部発起人や評議員候補の自宅を訪問し依頼している。また、明治22年10月24日の何礼之の日記によると「昼頃ヨリ育児院ニ夫婦トモ出掛烏尾、三浦夫人、古谷、山下、青□並明教社□□ト俱ニ院児ノ身体起居等検視院中之事務ヲ観察申シ四時帰宅」とあり、10月30日には「夜山下ヲ育児院ニ遣シス宿泊ヲ黙検セシム」とある。福田会での入院児童の生活がどのように営まれているか観察し、恵愛部の活動のありかたを考えたのではないと思われる。この年の日記だけしかみていないが、何夫妻は、貧児学校の創設に関わったり、法話会に参加しており敬虔な仏教徒であったと思われる。

創立後の翌年天皇からの下賜金を得たこと、明治24年以来皇后からの下賜金を得、昭和戦前期まで続いたこと、御料地の無償貸与を得たことの意味について、さらに検討を重ねていきたい。

#### <付記>

1) 本稿は、日本社会福祉学会第62回秋季大会(2014年11月30日)において「福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織」と題して行った口頭発表をもとにまとめたものであり、平成26年度科学研究費助成事業・基礎研究(B)「戦前期における福田会育児院の運営組織と処遇に関する研究」(研究代表者宇都榮子)(課題番号2330181)の業績の一部である。

2) 社会福祉法人福田会所蔵資料の閲覧にあたっては、多大なご協力を得ていることを記して感謝申しあげたい。

なお後掲した「福田会の沿革」は、2013(平成25)年の「広尾フレンズ」開所式の際に用意されたパンフレットに掲載されたもので筆者が作成したものである。

#### 註

1) これまで筆者らは福田会育児院史研究会を組織して創立の経緯など明らかにしてきた。それらについては、以下を参照されたい。

宇都榮子「福田会育児院創立の経緯と開設当初の組織—創立に関わった人びとの検討を中心に—」(『東京社会福祉史研究』第3号、東京社会福祉史研究会、2009年、77-102頁所収)、野口武悟・宇都榮子・菅田理一・土井直子「福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討」(『社会科学年報』第45号、専修大学社会科学研究所、2011年、129-152頁所収)、宇都榮子「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況—組織・役員構成、入所児童取り扱い方法の検討—」(『東京社会福祉史研究』第5号、東京社会福祉史研究会、2011年、63-102頁所収)、菅田理一「福田会育児院の里親委託(1)」(『千葉・関東地域社会福祉史研究』第35号、千葉・関東地域社会福祉史研究会、2010年、31-43頁所収)、菅田理一編著『横山医院と福田会里親委託制度』福田会育児院史研究会発行、2014年3月、全67頁、小泉亜紀「福田会育児院における院内処遇史①—先行研究と福田会規程類・月報からの検討—」(『福祉専修』第34号、専修大学社会福祉学会、2014年3月、1-22頁所収)。

2) 東京大学社会科学研究所所蔵の何礼之の明治22年の日誌には、多仁子夫人と共に福田会恵愛部創設に奔走する様子が記載されている。福田会の運営を担った高志大了師などと共同して規則を制定し、発起人の選定、依頼を精力的に行っている。恵愛部部長には毛利安子公爵夫人が就任するが、毛利家を訪問して依頼し、福田会の風聞を問う毛利夫人に対し、何夫人が答えている。開蕙式近くになると夫婦共々福田会に足繁く通い準備を進めている様子を日誌から窺うことができる。何夫妻の熱意がなければ恵愛部創設はかなわなかったの

ではないかと思う。こうしたことからか、福田会概要には、福田会の恩人として何礼之と毛利安子があげられている。

- 3) 「福田会育児院にて広く貧児を救育する趣きを聞きしめされ此ほど 思召を以て御手元金より金五百円同院へ下し賜りました」(『読売新聞』1880(明治13)年2月14日)
- 「過ぐる十二日に福田会々長(大教正)新居日薩師を宮内省へ召させられ左の通り仰せ出されたり。誠にこれ世出世の大慶事なるべし
- 福田会育児院
- 其院開設広く貧児を救育の趣被 聞食 思召を以て金五百円下賜候事
- 明治十三年二月十二日 宮内省」
- (『明教新誌』940号、1880(明治13)年2月16日)

## 福田会の沿革

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 1875(明治8)年  | 7/24  | 大内青巒、明教新誌の論説で、西洋のような棄児院を会社組織により七宗の宗師方が考えたらどうかと提案。大内によると、記事を読んだ今川貞山は、大いに関心を示し福田会開設につながったとしている。 |
| 1876(明治9)年  | 3/6   | 今川貞山、伊達自得、杉浦謙の三氏、仏教上慈悲の旨趣に基づき、貧困無告の児女を収養する社団を建設することを発議。                                       |
| 1877(明治10)年 | 5/9   | 山岡鉄太郎(鉄舟)・高橋精一(泥舟)・今川貞山・川井文蔵4名同盟す。5/18伊達自得死去 8/22杉浦謙死去  |
| 1878(明治11)年 | 本年6月以降、今川貞山、五古快全、大崎行智らの仏教諸宗派の僧並びに居士仏教徒島田蕃根、山内瑞門、三遊亭円朝、高橋精一、川井文蔵などが集まり、福田会育児院開設を協議、7/20 浅草伝法院での会合で会を福田会、院を育児院とする。<br>8/3 真言宗芝大法院において各宗有志を永続会友として在家有志を随喜会友とする。<br>12/14 新居日薩、今川貞山ら11名、南茅場町智泉院の屋を借り受け仮事務所開設を議定(於臨濟宗大法院)。   |   |
| 1879(明治12)年 | 1/17 福田会育児院仮事務所仮設之儀伺を東京府庁に提出、1/21東京府庁の允准を得る。 1/26に本院の会計監督を<br>渋沢栄一、福地源一郎、益田孝、三野村利助、渋沢喜作、大倉喜八郎依頼し、了承。<br>4/1 育児院設立を内務省に上願、4/18内務省より允准を得る。対象児童は孤児あるいは貧窮児童で0歳から6歳未満児とし、育児の科を第一科 乳児で里子となす者、第二科 離乳児で6年以上の在院者とした。<br>4/26 智泉院に会同し、会長に新居日薩、幹事に大崎行智、今川貞山、五古快全、石泉信如を選出。<br>5/24 会長・監事と第一国立銀行・三井銀行と出納事務を約定し、条款をお互いにかわす。<br>6/14 智泉院(東京日本橋区南茅場町)に福田会育児院仮事務所を開設、児童収容の場所がなかったため、窮民子女の入院希望があると、之を引き取って福田行誠5名、新居日薩5名、今川貞山3名、石泉信如3名、神保日淳ほか各1名、養育費用を各自がもち、信徒又は里親に託して乳養してもらった。<br>7/- 児童3名(1歳、2歳、5歳)入院。<br>8/- 新富座の森田勘彌、市川団十郎、尾上菊五郎、市川左団次、岩井半四郎、中村仲藏、中村宗十郎と三遊亭円朝の8人で浅草の観音、荒沢不動に福田会育児院施入錢箱を奉納。<br>8/2 漢方医浅田宗伯ら同志の者と百余人、福田会育児院へ同盟して育児を施療するという。<br>9/13、14 福田会育児院祈願法会、天台真言両宗の教正方を聚って護国寺で開催。<br>12/2 智泉院の庫裡台所まで残らず借り受け入院を許した育児のうち乳離れした嬰兒10人ほどを試みに有志の老婆に養育させることとなった。<br>12/- 『福田会育児院説教録』を印刷し会友その他に配布 |   |
| 1880(明治13)年 | 1/30 福田会育児院第1回会友總會第一国立銀行に於いて開催。6月14日～12月31日の事業実績、会友123名、捐助者818名、施薬、救療を約する者87名、育児総数42名(内死亡4名)、現員38名の内27名有志者引受、11名本院の養育にかかる。収入合計3,545円37銭2厘(慈善金予約高17,034円71銭1厘の内既入高と諸方恵銭函、銀行金利)、支出合計1,401円27銭3厘。<br>2/12 新居日薩、金500円を下賜される旨宮内省に趣き達せられる<br>10/10 仮事務所及び育児室を本郷区龍岡町麟祥院内に移す<br>10/- 福田会育児院慈善金の報告に浅草観音堂他6か所の賽銭函の収入高が報告されている。  |   |
| 1881(明治14)年 | 10/- 麟祥院内靈樹院の付属家屋を購入しこれに移転。   |   |
| 1882(明治15)年 | 5/- 福田会育児院永続方法を制定し、7月、新たに勸募委員を置き資金の募集分を掌させる。<br>12/- 学齡児童教育のため、育児院内に教場を新築落成、しかし、実際には近隣の公立小学校に通学させる。   |   |
| 1887(明治20)年 | 福田会では、この年頃より1944(昭和19)年頃まで、神奈川県農村地区に里親に入院児童を委託するを行っていた。監督者として医師の横山三省(都筑郡荏田村)があつた。   |   |
| 1889(明治22)年 | 12/8 恵愛部啓建式を青松禪寺において挙行、部長に公爵夫人毛利安子を選出。  |   |
| 1891(明治24)年 | 3/25 皇后より、福田会に毎年金300円の下賜の達あり。<br>4/21 皇后、日本赤十字社總會の帰途、福田会に立ち寄り育児の実況を参観し、育児衣服量等下賜。<br>10/9 会友總會において、創設時制定された福田会育児院規則が改正され、慈善、恵愛の2部をおき、慈善部は男子会友をもって組織し、恵愛部は女子会友をもって組織し、後者は院児抱撫養の件事を行う。<br>10/28 濃尾震災発生、被災児救済のため、幹山下界如、保母、副会長古谷日新、被災地に入り震災にて父母と離れた3歳以下の乳児およそ10名に限り貰い受ける計画。被災児童の収容は、16名。   |   |
| 1892(明治25)年 | 3/11 児童数の増加を受け、東京府の許可を得て、院内に私立福田会尋常小学校(本科、3年課程)設立。<br>11/- 伏見宮文秀女王殿下を名誉会長に推戴し且つ役員を改選す 12/6 麻布区芥町長谷寺境内に福田会育児院屋舎竣工し、本郷麟祥院より、常駐役員ほぼ同道し、院児を連れて移転。<br>この年より、日本赤十字社病院は、院に至大なる同情を寄せ、本院育児のため施療施薬を担う。<br>この年、院舎新築の費用を募るためもあって、福田会育児院のための慈善演芸会、頻繁に開催される。  |   |

|             |  |
|-------------|--|
| 1896(明治29)年 | 6/15 三陸地方海嘯、6/28 三陸地方海嘯被災児童救済を実施、評議員北越具戒、筆生藤本力松を派遣、前後2回にわたって29名を救済。これにより学齢児童が増えたので、許可を得て校舎を建築、構内に50坪を割き運動場とする。且つ恵愛部長毛利公爵夫人の名を以て、広く江湖の仁人慈婦に訴え、義捐金の勸募に着手。皇太后は、被災児童救済のため100円下賜。   |
| 1898(明治31)年 | 12/- 民法及び戸籍法の実施に伴い、福田会定款を定め、認可申請する。社団法人 福田会を設立。  |
| 1899(明治32)年 | 01/- 昨年未申請中の福田会定款認可され役員を改選、総裁伏見宮文秀女王、理事長弘海堯朝。<br>03/19 皇后よりの下賜金300円から700円増額1000円となる。これに伴い、児童の定員数を増加し、学校並びに院内の教育を拡張することを決定。   |
| 1900(明治33)年 | 10/- 付属小学校に、卒業後の教育のための補習科を設置   |
| 1901(明治34)年 | 08/03~24に至る3週間、本会名誉顧問今川貞山の主唱により、本院児女45名を、塩原の温泉に転地保養せしむ。  |
| 1902(明治35)年 | 05/31 本会、女囚の携帯乳児受を内定。 08/01 院児47名保母使夫付添、15日間鎌倉光明寺に転地保養。  |
| 1903(明治36)年 | 01/- 『福田会月報』刊行   |
| 1904(明治37)年 | 02/19 理事幹事の臨時会において、出征軍人の幼児保育方引受を決定。  |
| 1907(明治40)年 | 03/- 付属小学校を廃して、麻布筭小学校及び同南山小学校の両校へ託し児童を通学させることとす。   |
| 1908(明治41)年 | 02/00 少年音楽隊を組織、編み物の教授を始める。<br>03/01 福田会育兒院の新計画、本院は、目下130人の孤児を收容しているが今回増殖会なるものを組織し松平正直男を主任とし30万円の基本金を募集し少なくとも7、8百の孤児を收容する計画を立て、重なる人々華族会館に集まり協議の結果、三井、岩崎、大倉等の富豪も其の拳に賛成し、大いに尽力することになる。第一着手として慈善演劇活動写真蓄音機等にて全国を巡回し資金を募集するに決し、孤児の中より少年音楽隊を編成。   |
| 1909(明治42)年 | 02/14 内務省47の実績顕著なる慈善事業に対し奨励金を下付、福田会もその対象となる。 05/- 『福田会沿革畧史』刊。  |
| 1910(明治43)年 | 12/01 御料地拝借については恵愛部長毛利安子の尽力により下渋谷御料地4,000坪ほど拝借について愈々宮内省及び赤十字社等悉皆内諾に至り、11月7日に依頼書を提出、12月1日許可される。   |
| 1911(明治44)年 | 12/09 新築育兒室の上棟式挙行。   |
| 1912(明治45)年 | 01/- 6棟の育兒室及び幼稚園教室浴場は1月中に全部完成、正門の建築、内部の設備の完成を待ち、移転実行の予定(資金は、1911年有楽座に於いて慈善興業をなし金1,347円12銭の純益を得、毛利公爵母堂安子より金3千円、三井家より2千円、小早川男爵より2百円その他慈善家からの寄付金合計2万3,650円余、宮内省から金5百円下賜など。建物は、幼稚園教室建坪30坪、育兒室6棟建坪162坪5合、浴室建坪11坪、寮舎は愛生寮、種穂寮、積善寮、厚生寮、保生寮、種福寮、一寮は8畳2間、6畳1間、玄關2畳、台所付、各室幼児10名より12名、保母1人、下婢1人)。03/16仮移転式新築舎に子供等移転。 |
| 1917(大正6)年  | 03/- 東京府南葛飾郡亀戸町に福田会亀戸町保育所創設(満3歳以上学齢までの児童を收容、定員200名)  |
| 1920(大正9)年  | 07/23 第一次世界大戦終了後発生したポーランド孤児のアメリカへの移送にあたって、途中孤児が日本に滞在することになり、外務省より赤十字社を通じて福田会に依頼があり、375名の孤児が福田会に收容された。福田会では孤児慰安会などを開催し、また、毛利公爵の庭園での慰安会も開催された。   |
| 1921(大正10)年 | 08/20 福田会、財団法人として認可される。  |
| 1923(大正12)年 | 09/01 関東大震災の発生により、福田会收容人数は前年の133人から195人となった。   |
| 1925(大正14)年 | 04/- 付属幼稚園を公開。   |
| 1927(昭和2)年  | 11/20 福田会設立50周年式典開催。   |
| 1928(昭和3)年  | 03/- 宮代幼稚園認可。  |
| 1932(昭和7)年  | 04/12 救護施設の認可を受ける。   |
| 1934(昭和9)年  | 育兒家族寮6棟を改築し、付属便所、渡り廊下等を増築、乳児寮1棟並付属日光室も増築する。  |
| 1937(昭和12)年 | 09/- 診療室、隔離病室、浴室、洗濯場並炊事場自習室等を増改築。  |
| 1940(昭和15)年 | 母子寮開設の認可を得る。同16年開所。  |
| 1948(昭和23)年 | 養護施設「福田会東京本院」として認可される。   |
| 1952(昭和27)年 | 社会福祉法人 福田会に組織変更。   |
| 1959(昭和34)年 | 精神薄弱児施設「宮代学園」(女子15名)を認可を得て併設する。  |
| 1988(昭和63)年 | 宮代学園が定員30名(男、女)に増員。  |
| 2013(平成25)年 | 児童養護施設 福田会東京本院の改築・改名を行い、施設名称を広尾フレンズとする。  |

